

地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則 新旧対照表(案)

新	旧	改正理由
<p>(有給休暇)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 療養休暇は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 6 箇月以上の期間をもって雇用された契約職員が、傷病(前号に掲げる場合を除く)のため療養を要すると認められる場合</p> <p>当該雇用の日から 1 年間につき <u>30 日</u>の範囲内で必要と認める期間(ただし、当該 1 年間の内に 6 箇月以上の期間をもって雇用が更新された場合であっても、当該 1 年間の日数は <u>30 日</u>を限度とする。なお、時間の換算については、年次休暇の例により 1 日に換算するものとする。)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 夏季休暇は、<u>人事部長</u>が別に定めるところにより、5 日以内とする。</p> <p>9 (略)</p> <p>(無給休暇)</p> <p>第 13 条 契約職員の無給休暇は、<u>次項及び第 3 項</u>に定めるとおりとする。</p> <p>2 所属長は、妊娠中又は出産後 1 年を経過していない女性の契約職員が母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 10 条に</p>	<p>(有給休暇)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 療養休暇は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 6 箇月以上の期間をもって雇用された契約職員が、傷病(前号に掲げる場合を除く)のため療養を要すると認められる場合</p> <p>当該雇用の日から 1 年間につき <u>5 日</u>の範囲内で必要と認める期間(ただし、当該 1 年間の内に 6 箇月以上の期間をもって雇用が更新された場合であっても、当該 1 年間の日数は <u>5 日</u>を限度とする。なお、時間の換算については、年次休暇の例により 1 日に換算するものとする。)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 夏季休暇は、<u>職員課長</u>が別に定めるところにより、5 日以内とする。</p> <p>9 (略)</p> <p>(無給休暇)</p> <p>第 13 条 契約職員の無給休暇は、<u>次項から第 4 項まで</u>に定めるとおりとする。</p> <p>2 療養休暇は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 所属長は、妊娠中又は出産後 1 年を経過していない女性の契約職員が母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 10</p>	<p>○契約職員の有給の療養休暇について、5 日を 30 日に変更する。</p> <p>○職名の修正</p> <p>○第 2 項第 2 号及び第 3 項の削除(有給化)に伴うもの。</p>

新	旧	改正理由
<p>規定する保健指導又は同法第 13 条に規定する健康診査に基づき、医師等によりその症状等に関して指導を受け、療養を要すると認められる場合においては、必要と認める期間について療養休暇を与えることができる。</p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p>3 労基法第 65 条に規定する出産休暇及び同法第 67 条に規定する育児休暇の場合には、その都度必要と認める期間を無給休暇とする。</p> <p>第 14 条～第 22 条（略） （給与等）</p> <p>第 23 条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 短期非常勤職員の給与には、次条第 1 項の別表 2 の月額を適用する部分、第 25 条第 3 項、第 4 項及び第 27 条の規定は適用しない。</p>	<p>条に規定する保健指導又は同法第 13 条に規定する健康診査に基づき、医師等によりその症状等に関して指導を受け、療養を要すると認められる場合においては、必要と認める期間について療養休暇を与えることができる。</p> <p><u>(2) 所属長は、6 箇月以上の期間をもって雇用された契約職員が、傷病のため療養を要すると認められる場合（前条第 3 項及び前号に掲げる場合を除く。）においては、当該雇用の日から 1 年間につき 5 日の範囲内で必要と認める期間（ただし、当該 1 年間の内に 6 箇月以上の期間をもって雇用が更新された場合にあっても、当該 1 年間の日数は 5 日を限度とする。）について、療養休暇を与えることができる。この場合、時間の換算については、年次休暇の例により 1 日に換算するものとする。</u></p> <p><u>3 特別休暇は、別表 2 の左欄に掲げる原因の区分に応じ、右欄に定める期間とする。</u></p> <p>4 労基法第 65 条に規定する出産休暇及び同法第 67 条に規定する育児休暇の場合には、その都度必要と認める期間を無給休暇とする。</p> <p>第 14 条～第 22 条（略） （給与等）</p> <p>第 23 条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 短期非常勤職員の給与には、次条第 1 項の別表 3 の月額を適用する部分、第 25 条第 3 項、第 4 項及び第 27 条の規定は適用しない。</p>	<p>○契約職員の療養休暇の日数をすべて有給とすることに伴い削除</p> <p>○県における非正規職員の特別休暇の見直し（有給化）に合わせるもの。別表 2 を削除し別表 1 へ移行 ・妊娠中の女子職員の通勤緩和、妊産婦の健康診査</p> <p>○別表 2 の削除に伴う別表番号の繰上げ（以下同じ。）</p>

新	旧	改正理由
<p>(基本報酬)</p> <p>第 24 条 非常勤職員等の基本報酬は、<u>別表 2</u>の左欄の区分に応じ、右欄の方法により得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 25 条～第 27 条 (略)</p> <p>(給与の支給方法等)</p> <p>第 28 条 1～4 (略)</p> <p>5 非常勤職員等の基本報酬の勤務 1 時間当たりの額は、<u>別表 3</u>左欄の区分に応じ、右欄の方法により得たものとする。</p> <p>第 29 条、第 30 条 (略)</p> <p>(非常勤職員の有給休暇)</p> <p>第 31 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 雇用の日から 6 箇月間継続勤務し、その全勤務日の 8 割以上勤務した者及び 1 年 6 箇月以上継続勤務し、6 箇月を超えて継続勤務する日から起算したそれぞれの 1 年間の全勤務日の 8 割以上勤務した者に対して、それぞれ次の 1 年間において、<u>別表 4</u>に掲げる継続勤務年数の区分ごとに定める日数が与えられる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 雇用の日から 3 箇月間継続勤務し、その全勤務日の 8 割以上勤務した者に対して、勤務時間が 3 箇月を超えることとなる日から 6 箇月に達する日までの間において、</p>	<p>(基本報酬)</p> <p>第 24 条 非常勤職員等の基本報酬は、<u>別表 3</u>の左欄の区分に応じ、右欄の方法により得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 25 条～第 27 条 (略)</p> <p>(給与の支給方法等)</p> <p>第 28 条 1～4 (略)</p> <p>5 非常勤職員等の基本報酬の勤務 1 時間当たりの額は、<u>別表 4</u>左欄の区分に応じ、右欄の方法により得たものとする。</p> <p>第 29 条、第 30 条 (略)</p> <p>(非常勤職員の有給休暇)</p> <p>第 31 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 雇用の日から 6 箇月間継続勤務し、その全勤務日の 8 割以上勤務した者及び 1 年 6 箇月以上継続勤務し、6 箇月を超えて継続勤務する日から起算したそれぞれの 1 年間の全勤務日の 8 割以上勤務した者に対して、それぞれ次の 1 年間において、<u>別表 5</u>に掲げる継続勤務年数の区分ごとに定める日数が与えられる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 雇用の日から 3 箇月間継続勤務し、その全勤務日の 8 割以上勤務した者に対して、勤務時間が 3 箇月を越えることとなる日から 6 箇月に達する日までの間において、</p>	

新	旧	改正理由
<p>別表5に掲げる勤務日数の区分ごとに定める日数が与えられる（第1号ア及び第2号イの規定により付与された休暇の日数があるときは、同表の休暇日数の項から当該付与された日数を減じて得た日数。）。</p> <p>ウ 雇用の日から6箇月間継続勤務し、その全勤務日の8割以上勤務した者及び1年6箇月以上継続勤務し、6箇月を超えて継続勤務する日から起算したそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上勤務した者に対して、それぞれ次の1年間において、別表6に掲げる勤務日数の区分に応じ、継続勤務年数の区分ごとに定める日数が与えられる。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 婚姻にかかる慶弔休暇は、別表7の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に定める期間とする。また、父母の祭日にかかる慶弔休暇は、期間の定めのない職員の例による。</p> <p>7、8 (略)</p> <p>9 子の看護休暇及び介護休暇は、1週間の勤務日が3日以上（週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては1年間の勤務日が121日以上）の者について、<u>人事部長</u>が別に定めるところにより、有給休暇又は無給休暇として与えることができる。この場合において、子の看護休暇については就業規則別表第2の9の項の規定中子の看護休暇に関する部分を、介護休暇については就業規則別表第2の11の項の規定中介護休暇に関する部分を準用する。</p>	<p>別表6に掲げる勤務日数の区分ごとに定める日数が与えられる（第1号ア及び第2号イの規定により付与された休暇の日数があるときは、同表の休暇日数の項から当該付与された日数を減じて得た日数。）。</p> <p>ウ 雇用の日から6箇月間継続勤務し、その全勤務日の8割以上勤務した者及び1年6箇月以上継続勤務し、6箇月を超えて継続勤務する日から起算したそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上勤務した者に対して、それぞれ次の1年間において、別表7に掲げる勤務日数の区分に応じ、継続勤務年数の区分ごとに定める日数が与えられる。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 婚姻にかかる慶弔休暇は、別表8の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に定める期間とする。また、父母の祭日にかかる慶弔休暇は、期間の定めのない職員の例による。</p> <p>7、8 (略)</p> <p>9 子の看護休暇及び介護休暇は、1週間の勤務日が3日以上（週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては1年間の勤務日が121日以上）の者について、<u>職員課長</u>が別に定めるところにより、有給休暇又は無給休暇として与えることができる。この場合において、子の看護休暇については就業規則別表第2の9の項の規定中子の看護休暇に関する部分を、介護休暇については就業規則別表第2の11の項の規定中介護休暇に関する部分を準用する。</p>	<p>○職名の修正</p>

新	旧	改正理由
<p>(非常勤職員の無給休暇)</p> <p>第 32 条 非常勤職員の無給休暇は、次項から第 3 項までに定めるとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><削除></p> <p>3 労基法第 65 条に規定する出産休暇及び同法第 67 条に規定する育児休暇の場合には、第 13 条第 3 項の規定を準用する。 (短期非常勤職員の有給休暇)</p> <p>第 33 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特別休暇は、別表 1 (4 及び 6 の項を除く。)に規定したとおりとする。 (短期非常勤職員の無給休暇)</p> <p>第 34 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特別休暇は、別表 1 の 4 及び 6 の項に規定したとおりとする。</p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p>4 (略)</p> <p>第 35 条～第 46 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(非常勤職員の無給休暇)</p> <p>第 32 条 非常勤職員の無給休暇は、次項から第 4 項までに定めるとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特別休暇は、第 13 条第 3 項の規定を準用する。</p> <p>4 労基法第 65 条に規定する出産休暇及び同法第 67 条に規定する育児休暇の場合には、第 13 条第 4 項の規定を準用する。 (短期非常勤職員の有給休暇)</p> <p>第 33 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特別休暇は、別表 1 の 6 の項に規定したとおりとする。 (短期非常勤職員の無給休暇)</p> <p>第 34 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特別休暇は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 別表 1 (6 の項を除く。)の左欄に掲げる原因の区分に応じ、右欄に定める期間とする。</p> <p>(2) 別表 2 の左欄に掲げる原因の区分に応じ、右欄に定める期間とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第 35 条～第 46 条 (略)</p>	<p>○引用規定の削除 (契約職員・非常勤職員とも無給の特別休暇が無くなる)</p> <p>○県の特別休暇の見直しに合わせて別表 1 を改正することに伴う変更 短期非常勤職員の無給の特別休暇は ・裁判員等での出頭 ・骨髄移植での入院等のみ</p>

新		旧		改正理由
別表1（第12条、第33条、第34条関係）		別表1（第12条、第33条、第34条関係）		<p>○県に準じた取扱いを行うこととして、県の「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の改正内容に合わせた規程整備を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における特別休暇の付与の理由として旧第1項から第4項を新第1号から第3号に置き換える。 ・旧第4項は新第2項（出勤）への移行に伴い削除（以下項ずれ） ・新第3号の新設
原因	承認を与える期間	原因	承認を与える期間	
<u>1 地震、水害、火災その他の災害による次のいずれかの理由の場合</u> <u>ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合における当該職員の復旧作業等又は一時的な避難</u> <u>イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合における当該職員による水、食料等の確保</u> <u>ウ ア又はイに掲げる理由に準ずるもの</u>	連続する7日の範囲内において必要と認める期間	<u>1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通の制限又は遮断の場合</u>	その都度必要と認める期間	
<u>2 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤の著しい困難の場合</u>	その都度必要と認める期間	<u>2 風水震災害その他の天災事変による交通遮断の場合</u>	上に同じ。	
<u>3 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際しての退勤途上における身体の危険回避の場合</u>	同	<u>3 風水震災害その他の天災事変による職員の現住居の滅失又は破壊の場合</u>	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	
<削除>	<削除>	<u>4 交通機関の事故等の不可抗力の場合</u>	その都度必要と認める期間	
<u>4 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所その他の官公庁への出頭の場合</u>	同	<u>5 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所その他の官公庁への出頭の場合</u>	上に同じ。	

新		旧		改正理由
5 選挙権その他の公民としての権利の行使及び所属機関の責に帰すべき理由による業務の全部又は一部停止の場合	同	6 選挙権その他の公民としての権利の行使及び所属機関の責に帰すべき理由による業務の全部又は一部停止の場合	上に同じ。	<p>○県における非正規職員の特別休暇の見直しに合わせるもの。</p> <p>(別表2から移行)</p> <p>・妊娠中の女子職員の通勤緩和や妊産婦の健康診断等について有給の特別休暇として措置</p> <p>○別表1への移行に伴う削除</p> <p>(以下別表番号の繰上げ)</p>
6 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する際の当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等の場合	同	7 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する際の当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等の場合	上に同じ。	
7 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関等の混雑又は渋滞の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	同	<新設>	<新設>	
8 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	その都度必要と認める日又は時間	<新設>	<新設>	
<削除>		別表2 (第13条、第34条関係)		
		原因	承認を与える期間	
		妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関等の混雑又は渋滞の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	期間の定めのない職員の例による。	

新	旧		改正理由
<p><u>別表 2</u> (表略) 備考 基準日額、基準月額及び基準時間額は、<u>人事部長</u>が別に定める。</p> <p><u>別表 3～7</u> (略)</p>	<p><u>妊娠中又は出産後 1 年以内の女性職員が母子保健法第 10 条に規定する保健指導又は同法第 13 条に規定する健康診査を受ける場合</u></p>	<p><u>期間の定めのない職員の例による。</u></p>	<p>○職名の修正</p>
	<p><u>別表 3</u> (表略) 備考 基準日額、基準月額及び基準時間額は、<u>職員課長</u>が別に定める。</p> <p><u>別表 4～8</u> (略)</p>		